

令和7年度 松江市環境負荷軽減活動支援事業補助金 実施要領

1. 補助事業の目的

この制度は、自社の省エネルギー化及び温室効果ガス排出量削減に資する取組に要する経費の一部を補助することにより、市内製造業者のエネルギーコストの負担軽減を図るとともに、脱炭素経営に向けた取組を促進することを目的とします。

2. 概要

補助対象者	以下をすべて満たすもの (1) 中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの ア 市内に本社を有するもの イ 市内に製造拠点を有するもの (2) 「日本標準産業分類」(令和 5 年総務省告示第 256 号)に定める製造業を主たる事業としているもの (3) 補助事業の完了時に市税を滞納していないもの
補助対象事業	(1) 脱炭素経営推進事業 自社の温室効果ガスの排出量算定や省エネ化に向けた各種診断、分析等の取組及び脱炭素経営推進に向けた計画策定等の取組 (2) エネルギー効率改善事業 エネルギー価格高騰の影響による負担を軽減するための製造現場における省エネルギー化に資する現場改善活動、ユーティリティ設備の更新又は高効率空調、LED 照明への更新の取組 同様の趣旨の補助金等を受けている事業は対象外です。
補助対象経費	別表に掲げる経費(消費税及び地方消費税を除く。)
補助率・上限額	補助率: 補助対象経費の2分の1の額(1,000 円未満切捨て) 上限額: 50万円
申請受付期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※予算がなくなり次第受付を終了します。
最終の事業完了日	令和 8 年 3 月 31 日 ※この日以内で、経費の精算を含めた事業の全ての手続きを完了できる事業が補助対象となります。 ※約束手形や電子記録債権等はその決済も含め上述の日までに完了する必要があります。

別表

(1) 脱炭素経営推進事業

経費区分	内 容
専門家経費	脱炭素経営推進に向け、指導、助言等を受けるために招聘した専門家等に謝金・旅費として支払う経費
委託費	外部への温室効果ガスの排出量の算定・分析・診断および脱炭素経営計画等策定業務の委託に要する経費
機械装置・ 工具器具費	温室効果ガスの排出量測定に要する計測制御装置等の取得に要する経費
通信費	温室効果ガスの排出量測定や分析、解析、評価等を行う WEB サービス等の消費電力量可視化ツールの利用に要する経費 ※WEB サービス等のクラウドサービス利用料は、当該サービス利用開始年度に限り補助対象経費とし、交付決定から当該年度の3月31日までに支払いを完了した経費とする。
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

(2) エネルギー効率改善事業

経費区分	内 容
設備等導入費	エネルギー効率の高いユーティリティ設備、高効率空調への更新又はエネルギー効率改善に資する装置等の導入に要する経費
工事請負費	エネルギー効率改善に資する既存設備の改造又は施設改修及びLED 照明への更新に要する経費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

3. 申請書類の取得方法

松江市ホームページに掲載していますので、以下のとおりアクセスしてダウンロードしてください。

(1) 以下の URL にアクセスし、該当補助金のページにアクセスする。

https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/sangyoshinko/seizou_shien/index.html

※松江市ホームページのトップページからは以下のとおりアクセスできます。

トップページ>産業・ビジネス>産業振興>製造業等補助金・支援制度

(2)「申請様式・実績報告様式」欄からダウンロードする。

4. 申請方法

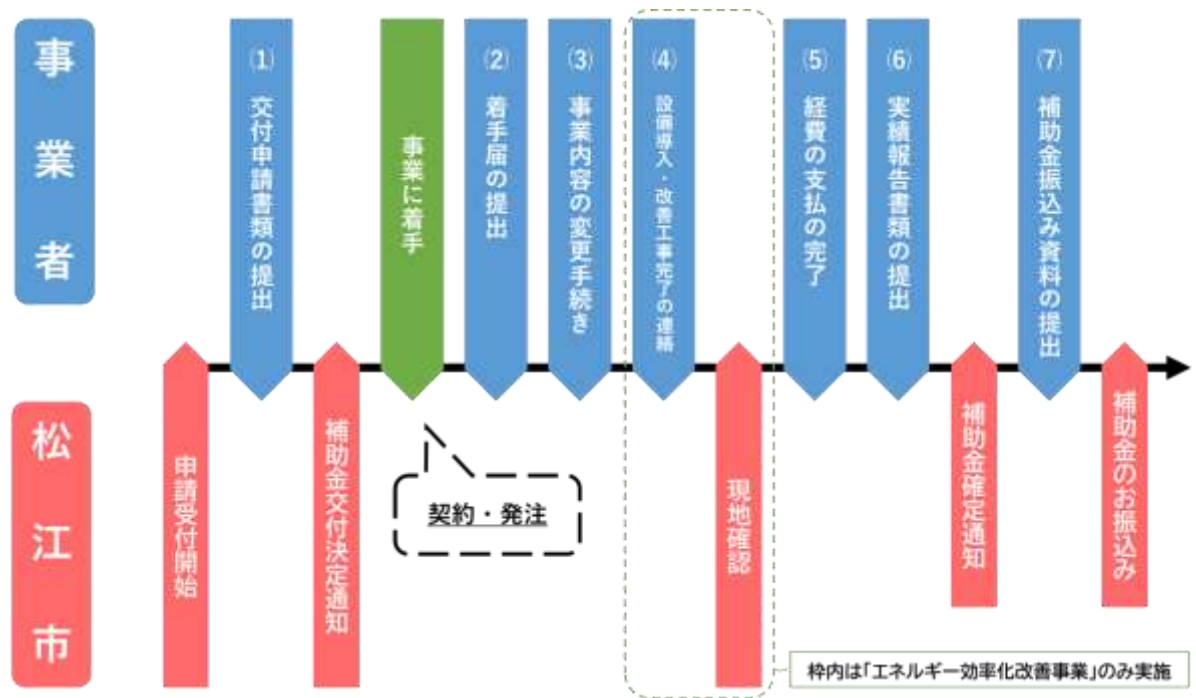
必要書類を以下のメールアドレスにご送付ください。

misc-hojokin@city.matsue.lg.jp

(松江市ものづくり産業支援センター補助金担当メールアドレス)

※メールでのご提出ができない場合は、「6. 問合せ先」までご相談ください。

5. 手続きの流れ



(1) 交付申請書類の提出

以下の書類を当センターへご提出ください。なお、既に着手した事業(設備の発注等)については補助対象外となりますので、ご注意ください。

① (様式第1号)補助金等交付申請書

※事業の完了は経費の精算を含めすべての事務手続きが完了した日とします。

完了予定日より早く事業が完了しても問題ありませんので、事業期間は余裕をもった日程を見込んでください。

② (別紙1)事業計画書

③ 次に掲げる書類

ア 脱炭素経営推進事業の場合

- ・ 補助事業の内容が分かる書類

イ エネルギー効率改善事業の場合

- ・ 更新する現行設備の写真又は改善前の写真
- ・ 導入する設備の仕様がわかるカタログや仕様書
- ・ 省エネ効果が分かる書類

④ 見積書

⑤ 直近2期分の決算書の写し

(2) 着手届の提出

補助金等交付決定が通知されたら事業に着手(導入設備の発注等)し、(様式第4号)着手届を当センターへご提出ください。

(3)事業内容の変更手続き(※必要な場合のみ)

交付決定時の内容に変更があった場合(※)は交付決定内容の変更手続きを行う必要があります。事業内容に変更が発生しそうな場合や既に発生してしまった場合は速やかに当センターへご連絡ください。

※該当のケースの例

- ・ 事業が遅延し完了予定日までに事業が完了できなくなった。
- ・ 見積金額が変更になり補助事業経費に変更が生じた。

(4)設備導入・改善工事等完了の連絡(エネルギー効率改善事業のみ)

設備導入および改善工事が完了したら実績報告に際し、当センターの職員による現地調査を受ける必要があります。速やかに当センターへご連絡ください。

(5)事業の完了

交付申請時(変更を申請し承認を受けた場合は変更時)に定めた完了日までに事業及び事業に係る経費の支払を完了してください。

(6)実績報告書類の提出

事業が完了したら、1 か月以内に以下の書類を当センターへご提出ください。

※3月中の支払い完了の場合は4月10日までにご提出ください。

① (様式第4号)完了届

② (様式第5号)実績報告書

③ (別紙3)事業報告書

④ 次に掲げる書類

ア 脱炭素経営推進事業の場合

- ・ 補助実施の成果物

イ エネルギー効率改善事業の場合

- ・ 更新後の設備または改善後の現場の写真

⑤ 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

⑥ 領収書等補助対象経費の支払いが完了したことが分かるもの

⑦ 市税に滞納がないことが分かる証明書(完納証明書)

※本市の税務管理課、各支所市民生活課、まつえ市民サービスコーナーで取得できます。

※証明書は事業完了日以後、令和 8 年3月 31 日までに取得する必要があります。

⑧ 補助金利用アンケート

※松江市 HP の本補助金ページから様式がダウンロードできます。

(7)補助金振込み資料の提出

補助金確定通知を受けたら、補助金の以下の書類を当センターにご提出ください。

- ① (様式第7号)補助金等交付請求書
- ② 口座振替依頼書
- ③ 振込先口座の取扱銀行・支店名、預金種別、口座番号、口座名義がわかるもの

6. 問合せ先

松江市産業経済部ものづくり産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話:0852-60-7101 FAX:0852-25-0300

Mail:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp